（電子情報処理組織による報告書の提出に係る特例） **第百七十九条**　電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者は、当該報告書を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項及び前条第二項の規定により付与された識別符号を、提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書を提出しなければならない。この場合において、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第四条第三項の規定は適用しない。 2　報告書においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前条第二項の規定により付与される識別符号を電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年十一月一日から施行する。